

さいたま市告示第 751 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、さいたま都市計画区域区分を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 25 日

さいたま市長 清水 勇 人

1 都市計画の種類

さいたま都市計画区域区分

2 都市計画を変更する土地の区域

宮前地区（さいたま市西区宮前町の一部）

3 都市計画の縦覧場所

さいたま市都市局都市計画部都市計画課